

# 令和2年7月豪雨向け なりわい再建支援補助金

～施設・設備の復旧・整備を支援します～

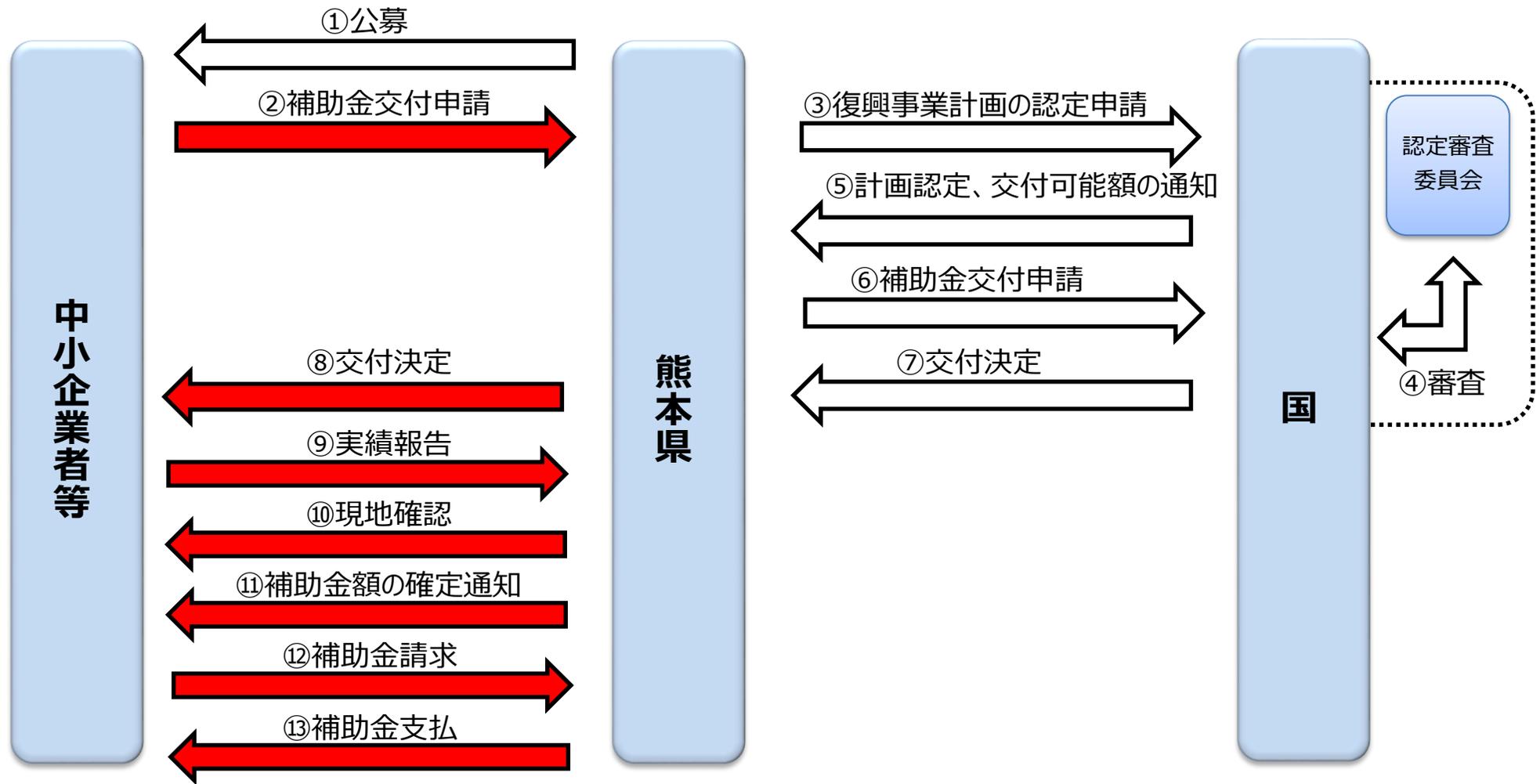
＜令和4年4月 熊本県＞

# 1 事業の目的

令和2年7月豪雨による災害のため甚大な被害を受けた地域において、熊本県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業等が行う施設復旧等に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

## 2 全体の流れ

- 補助金の交付を受けるためには、②県へ補助金交付申請を行い、⑧交付決定を受ける必要があります。
- ③復興事業計画については、事業者の補助金交付申請を踏まえ、県が策定します。



- **補助金交付申請について**

# (1-1) 補助対象事業者について

区分	補助対象事業者	詳細
①	中小企業者	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	中堅企業及びみなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等 (みなし大企業は除く)
③	大企業及びみなし大企業	①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者

## 【参考】 補助対象事業者の区分ごとの補助率 (イメージ図)

大企業	原則、補助対象外 ※例外：③の場合、補助率1/2	
中堅企業	②補助率1/2	
中小企業者	①補助率3/4	みなし中堅企業
		みなし大企業

## (1-2) 補助対象事業者について

### ●「中堅企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

### ●「大企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

### ●「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義

(1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者

(2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者

(3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

# (1-3) 補助対象とならない事業者について

- 次に該当する者は補助対象外となります。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- ・県税を未納の者。
- ・特定の風俗営業事業者。

## 補助対象外となる特定の風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

○風俗営業(第1項)

(例)パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例)ラブホテル、アダルトショップ 等

## (2-1) 補助対象経費について

- 中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費が対象となります。
- 消費税やリサイクル料等は、補助対象外となります。(P11参照)

**交付決定前に実施した施設・設備の復旧については補助対象として認められません。**

区 分		内 容
施設（登記してあるもの）		事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。建替・移転には、原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備（資産計上してあるもの）		復興事業に係る事業の用に供する設備であって、資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
新分野事業のみ	宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用（既存の宿舍等を復旧する場合に対象となるものではありません）

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

## (2-2) 補助対象経費について (新分野事業)

- 従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組 (いわゆる「新分野事業」) により被災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

### 【新分野事業の例】

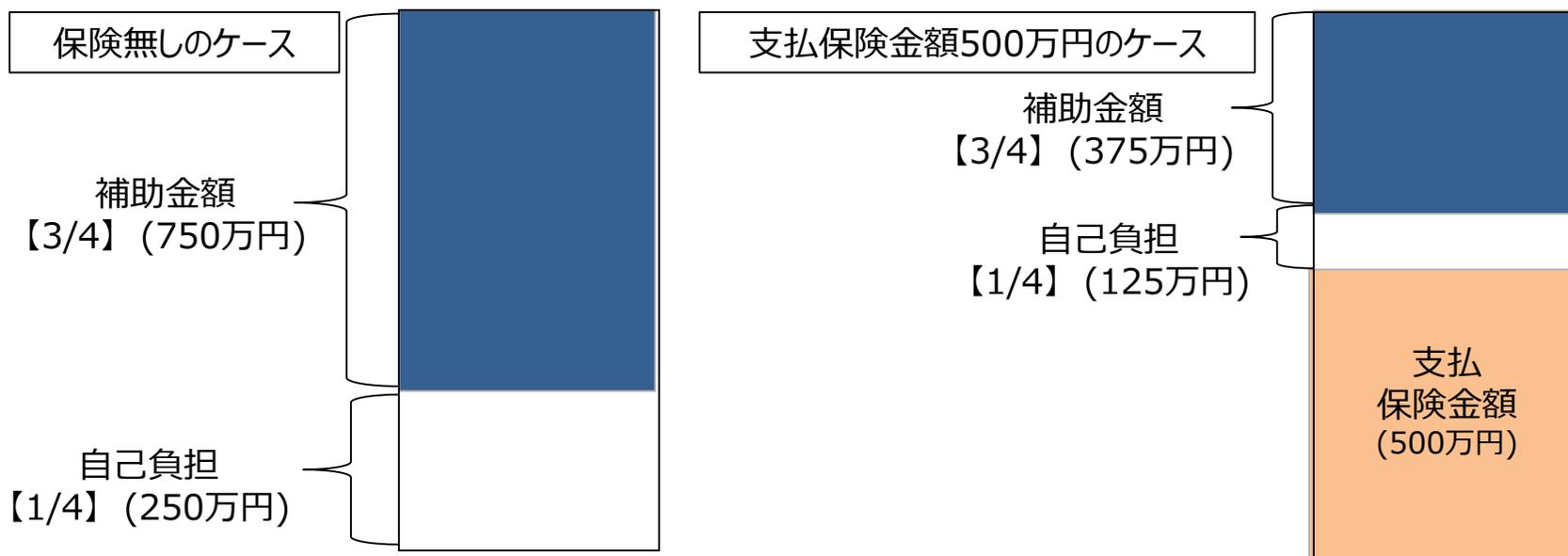
- 新商品製造ラインへの転換
- 生産効率向上
- 異業種への展開
- 従業員確保のための宿舎整備 等

申請条件	補助対象経費
<p>①なりわい再建補助金の要件を満たしていること。</p> <p>②従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。</p> <p>③新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。</p> <p>※ ②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要。</p>	<p>従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。</p> <p><u>※令和2年7月豪雨災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。</u></p>

## (2-3) 補助対象経費について (保険金の取扱いについて)

- 復旧を行う施設・設備に保険がかけられていた場合、当該施設・設備の復旧に係る費用から、当該施設・設備についての支払われる保険金を差し引いた残額に補助率を乗じた額が補助金額となります。

(例) 建物復旧に要する経費 1,000万円の場合 (中小企業者が復旧)



## (3-1) 補助対象とならない経費について

※次の経費は原則、補助対象外となります。

### 補助対象外経費（その1）

- 令和2年7月豪雨に起因する被害ではないもの
  - 例1) 令和2年7月豪雨の前から使用不能であった施設・設備
  - 例2) 令和2年7月豪雨の後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備
  - 例3) 令和2年7月豪雨の前から事業用として使用されていなかった空き店舗・事業所等
  - 例4) 被害を立証する資料が提出されないもの
  
- 他の目的に転用される可能性が高いもの
  - 例1) 福利厚生関係施設（寮、休憩所等）
  - 例2) 事務用品（机、椅子、書庫等）

## (3-2) 補助対象とならない経費について

※次の経費は原則、補助対象外となります。

### 補助対象外経費（その2）

#### ● 制度上対象外のもの

例1) 各種税（印紙税、消費税等）

例2) 各種行政手続き費用

（建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用）

例3) 各種保険料や保守費用

例4) 住居等、事業用途以外の施設・設備

（店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象）

例5) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、事業用途以外の賃貸目的の施設（アパート、マンション等）や設備（レンタカー事業者のレンタル用車両等）

例6) 自社復旧の際の人件費

例7) 在庫又は陳列されていた商品，原材料等

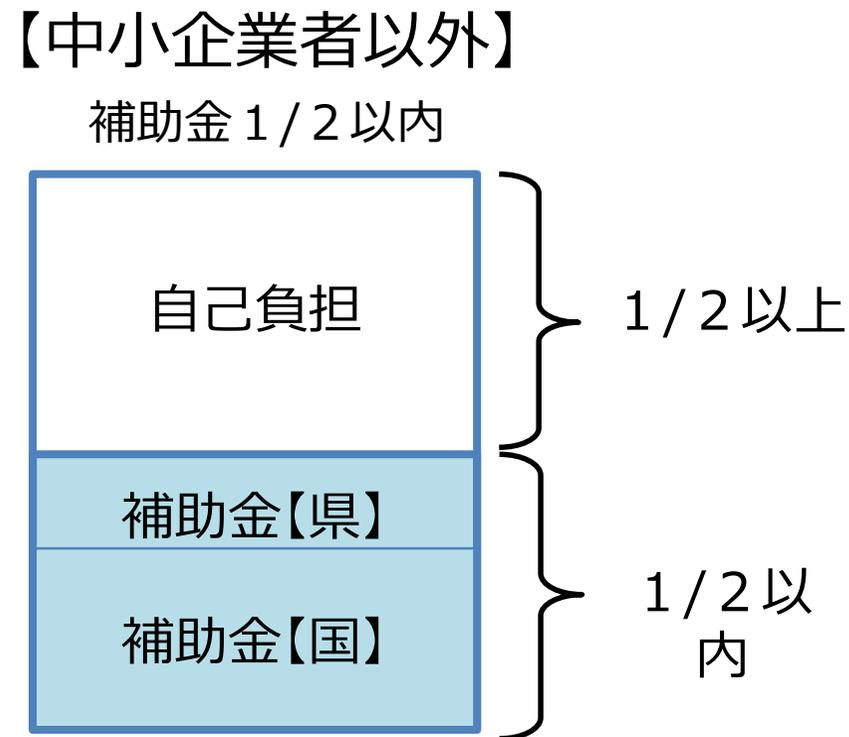
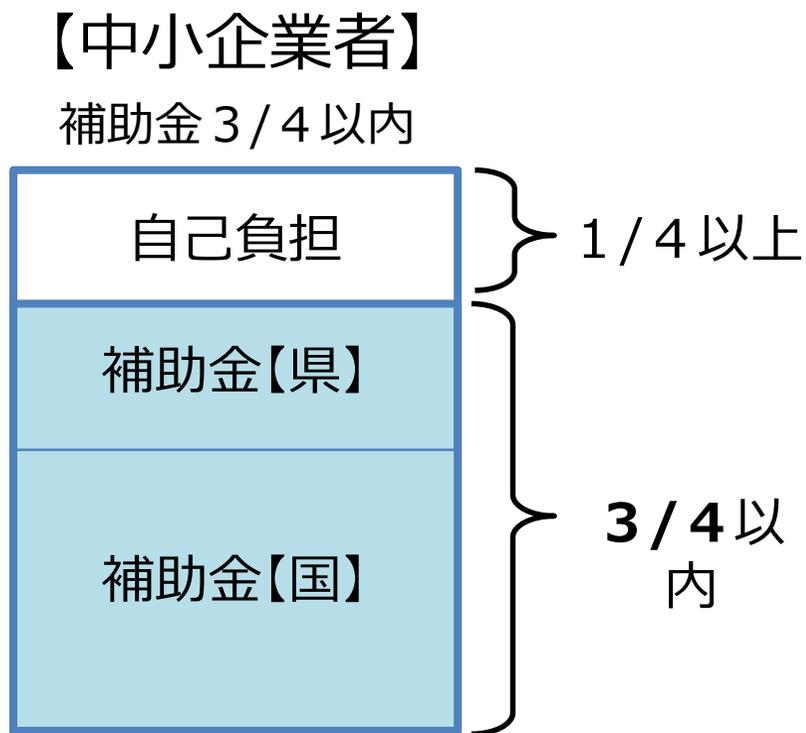
#### ● 償却資産として資産計上されていない設備

例1) 店舗備品（カウンター、テーブル、椅子等）

例2) 店舗什器（陳列棚、食器棚 等）

## (4) 補助率について

- 中小企業者ごとに補助金の交付申請を行う場合の補助率は次のとおりです。
- また、1事業者当たりの補助金額の上限は**15億円**です。



# 【特例】定額補助の概要

## ●対象事業者 ※以下の全ての要件を満たす事業者

- ①コロナ禍の影響を受けている事業者
- ②過去数年以内に発生した災害で被害を受けた事業者（事業用資産への被災が証明できる事業者（※1）又は災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者等）  
（※1）例：り災証明、被災証明、地震保険を受領した証明等
- ③復興途上にある事業者（売上高が過去数年以内に発生した災害以降20%以上減少（※2）している事業者）  
（※2）「過去数年以内に発生した災害時の災害前」と「令和2年7月豪雨前」の比較
- ④交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ⑤今回の災害で施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者

## ●補助対象経費

3 / 4 補助の対象と同一。

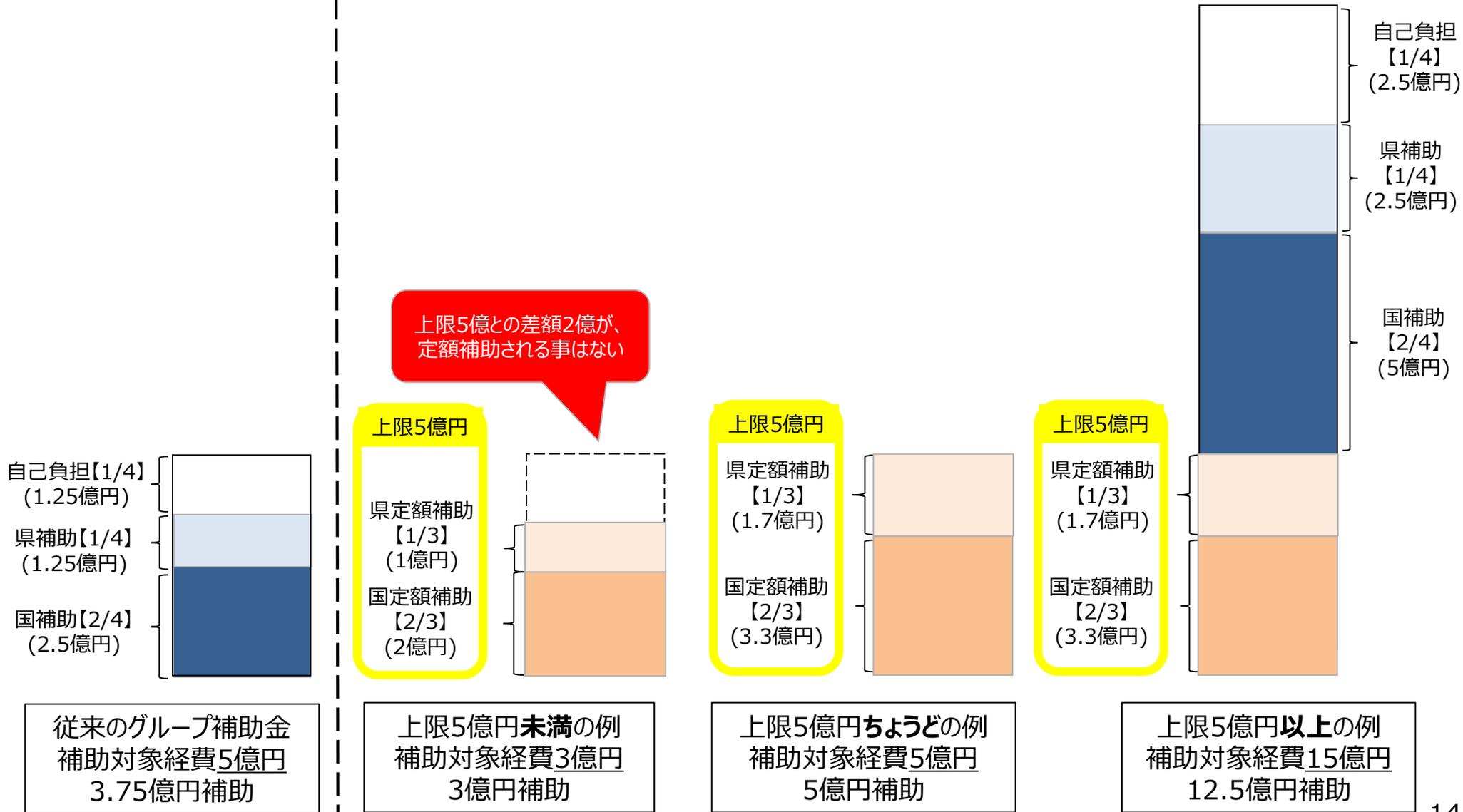
## ●上限・補助率

上限5億円の内、国2 / 3、県1 / 3を定額補助。

# イメージ：通常の3/4補助と定額補助の違い

[通常の3/4補助]

[定額補助（上限5億円） ※一定の要件あり]



## (5-1) 補助対象事業終了後の保険加入義務について

### ● なりわい再建支援補助金の利用には、対象物の保険・共済への加入を求める

なりわい再建支援補助金を利用する事業者には、「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入を義務付けるものとします。

なお、小規模企業者にあつては、この限りではありませんが、令和2年7月豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施する必要があります。

(例：BCP計画策定、事業継続力強化計画策定、ハザードマップ確認等リスク把握、契約書・顧客情報等バックアップ（クラウド化）、非常時連絡先作成・周知、非常時備品等リスト化及び配置、災害訓練・教育など)

### ● 補助対象物への保険の必要付保割合

事業規模に応じて、下記の付保割合以上での保険加入が補助金受給の条件。

※付保割合は、支払保険金額ベースでの割合であり、施設・設備数ベースではない。

※割合の基準は、補助対象経費部分ではなく、補助対象物全体に対して。

- (1) 小規模企業者：30%以上（推奨）
- (2) 中小企業者等：30%以上（必須）
- (3) 中堅企業以上：40%以上（必須）

※小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)を示します。

## (5-2) 補助対象事業終了後の保険加入義務について

### ● 必要書類、及び、提出のタイミング

必要書類：「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入したことを示す契約書、保険証書等。補助対象経費外の施設・設備との一体契約の場合は、必要カバー率を満たす事示す内訳等も併せて提出すること。

タイミング：実績報告書の提出時。

- ※ **なりわい再建支援補助金は、全ての災害に必ず措置をされるものではありません。平時から自助による事業継続・災害への備えを、お願い致します。**
- ※ **後年、同規模の大災害が発生し、支援策が措置された場合も、今回の保険の必要付保割合を前提とすることも検討されておりますので、ご留意下さい。**

## (6-1) 補助対象経費等の留意点

### ① 施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い

#### i) 施設（建物）について

- 建替の場合、原則として「罹災証明書」や「建築士による証明」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要です。
- 正当な理由があつて被災物件の修繕費よりも建替費用が安価な場合は、『全壊』又は『大規模半壊』の判定が無い場合にも建替による復旧は可能です。  
※建築士等による修繕よりも建替が安価になる理由書の提出（様式自由）が必要となります。

#### ii) 設備について

- 入替を行う場合には、原則、設備メーカー等により修復不能である証明が必要ですが、正当な理由があつて被災設備の修理費よりも入替費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替による復旧は可能です。  
※「入替後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」と「見積書による費用比較」の他、「修理よりも入替が安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類（任意様式）」が必要です。

## (6-2) 補助対象経費等の留意点

### ② リース物件の取扱い

- 使用者自身が所有者ではないため、使用者自身で補助金交付申請はできません。
- しかし、当該リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合には、対象とすることができます。リース事業者が、県が作成する復興事業計画に位置付けられている必要があり、補助金交付申請もリース事業者が行うこととなります。

※リース物件自体が対象とならないもの（事務用品等）は対象にはなりません。

※リース契約内容を、被災前の内容から変更して契約する場合は、補助対象外になる場合があります。

## (6-3) 補助対象経費等の留意点

### ③ 賃貸物件の取扱い

- 貸付物件は原則として補助対象外となります。ただし、被災時に「①中小企業者等」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備で、①及び②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には例外的に補助対象となります。
- 原則として、被災当時の大家が補助対象事業者となりますが、令和2年7月豪雨災害後に大家が変わった賃貸物件についても、店子の事業再開に不可欠な場合には、その範囲内に限り、新たな大家の賃貸物件も補助対象となります。
- なお、大家に対して、財産処分制限が課せられますので、**抵当権の設定等を行う場合は、事前の手続きが必要となります。**
- また、**当該物件を譲渡したり、目的外に使用するなどの場合は、補助金の返還が生じる場合もあります。**

## (6-4) 補助対象経費等の留意点

### ④ 汎用性のある設備、機器の取扱い

#### i) パソコン機器の取扱い

- 原則として、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがあります。

※ただし、業務外利用の可能性のあるものについては、補助対象外となります。

※ソフトウェア等は対象となりません。

#### ii) 車両の取扱い

- 原則として、資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となることがあります。

※ただし、業務外利用の可能性のあるものについては、補助対象外となります。

※業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

# (6-5) 補助対象経費等の留意点

## ⑤ 車両の取扱い (1/2)

- 原則として、資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となることがあります。

※ただし、業務外利用の可能性があるものについては、補助対象外となります。

【以下、ポイント抜粋。実際の申請の際に、詳細は別途お問い合わせください。】

### 1 補助対象とすることができる車両

○被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており、**事業内容に適した車種であること**。

・「被災前に所有していたこと」については、道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること

・「業務用のみに用いていたこと」とは原則として、資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

【復旧前】

原則、資産計上（※1）されておりかつ次の要件を複合的に確認する。（※2）

①車体に企業名、屋号等が明示されていること（※3）

②運行記録、業務日報など業務の用に供していたことを証する書類

③自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること

④当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

⑤その他、業務用に使用されていたことを証する書類

※1 事業用のみで資産計上されているものに限る。

※2 ②～⑤の書類により業務以外の用途で使用されていた場合は、補助対象外とする。

※3 ①のみではなく②～⑤の書類も提出を求める場合がある

# (6-6) 補助対象経費等の留意点

## ⑤ 車両の取扱い (2/2)

### 2 入替に係る被害車両の取扱、手続きについて

- ・中古市場に出回るもの（下取り）は、修繕可能という判断になるので入替は不可。
- ・**入替時には、修理不能の証明及び永久抹消登録の確認を行う。**

### 3 同等品の判断

- ・排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）を総合的に確認して同等の判断が必要。
- ・被災車両が著しく古く、現在同等品又は同等品未満のものが販売されていないなど同等品の調達が困難な場合は、現在調達可能な最低限ランクへの車両の入替は可能。最低限ランクの性能等を上回る車両を購入する場合には、購入費用そのものが対象外（但し、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合はこの限りではない。）

### 4 その他

- ・入替を行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務で使用されるものは補助金の対象となる。
- ・被災時に装備していなかったものを取り付けて調達した場合、当該装備品の価格は補助の対象とはならない。

**※業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。**

# 補助金交付申請の主な提出書類

補助金交付申請に必要な書類の主なものは次のとおりです。

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各地域振興局の窓口で取得してください
3	財務諸表(直近1年分)	貸借対照表及び損益計算書 確定申告書の写し収支計算書等
4	見積書一覧表	(施設・設備それぞれ別に作成)
5	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上 見積書不足理由申立書(2者以上ない場合)
6	施設・設備の位置図及び敷地内配置図等	
7	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、面積のわかる詳細図	建替えを行う場合
8	設備の入替を行う場合は、修理不能であることの証明書、設備比較証明書	県ホームページに様式等を掲載

※ このほかにも、申請の内容によっては必要な書類があります。その他の必要な書類については、補助金交付申請用チェックリストを参考に、もれなく提出してください。

# 【参考】中小企業者の定義（抜粋）

## 中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

### (1) 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金(出資金)規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

### (2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、  
企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

# 補助金交付申請の主な提出書類

補助金交付申請に必要な書類の主なものは次のとおりです。

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各地域振興局の窓口で取得してください
3	財務諸表(直近1年分)	貸借対照表及び損益計算書 確定申告書の写し収支計算書等
4	見積書一覧表	(施設・設備それぞれ別に作成)
5	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上 見積書不足理由申立書(2者以上ない場合)
6	施設・設備の位置図及び敷地内配置図等	
7	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、面積のわかる詳細図	建替えを行う場合
8	設備の入替を行う場合は、修理不能であることの証明書、設備比較証明書	県ホームページに様式等を掲載

※ このほかにも、申請の内容によっては必要な書類があります。その他の必要な書類については、補助金交付申請用チェックリストを参考に、もれなく提出してください。

# 【参考】中小企業者の定義（抜粋）

## 中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

### (1) 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金(出資金)規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

### (2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、  
企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

## 最後に・・・「注意点」

- 私有財産については、天災が原因であっても、自費による復旧が原則とされています。そのような中、本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。

- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例) ・交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。

・経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。

・**本事業で復旧や新たに取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要**

となります。(処分とは、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、

又は取り壊すことをいいます。)

※ 補助金の交付申請書で、個別の復旧事業の内容が補助の対象となるかどうかについて審査を行います。

※ 補助金の申請は、行政書士法に基づく場合を除き、申請者自身が作成する必要があります。